

事務連絡
平成24年6月6日

各保険医療機関
各保険薬局
各訪問看護ステーション 御中

徳島県国民健康保険団体連合会

レセプトの記載について（お願い）

平素は本会の審査支払業務につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、4月診療（5月請求）レセプトにおいて、記載要領等の変更により、記載誤り、記載漏れが多数ありました。下記のことご留意のうえ、レセプトの提出をお願いします。

記

若人（70歳未満）

1. 若人（70歳未満）の人は、摘要欄（備考欄）に低I・低IIの記載はしないでください。
2. 若人（70歳未満）の人は、限度額認定証を提示して、高額療養に該当する人のみ自己負担金を負担金欄に記載してください。

高齢者（70歳以上）

1. 外来の高齢者の低所得者は高額療養費に該当する場合のみ、摘要欄（備考欄）に低I・低IIを記載してください。低点数の場合は記載しないでください。
2. 在宅時医学総合管理料等を算定している人は高額療養費に該当する人だけ、負担金欄に自己負担金を記載してください。低点数の場合は負担金の記載は必要ありません。
3. 長期高額療養費に該当する人は外来でも、自己負担金を記載してください。
(後期高齢者の低I・低IIの人の自己負担金は、長期高額療養費の負担金より低所得の負担金が優先されます。)
※公費併用等により、自己負担金が変わります。